

平成28年度における近畿地区の下請法の運用状況等について

平成29年6月14日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、毎年度、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

平成28年度における書面調査は、近畿中国四国事務所（中国支所及び四国支所を除く。以下「近畿事務所」という。）管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者6,960名（製造委託等^(注1)5,023名、役務委託等^(注2)1,937名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者40,400名（製造委託等31,381名、役務委託等9,019名）を対象に実施した。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の状況

| 年度 | 区分 | 親事業者調査（名） | | 下請事業者調査（名） | |
|--------|-------|-----------|-------|------------|--------|
| | | 全国 | 近畿 | 全国 | 近畿 |
| 平成28年度 | | 39,150 | 6,960 | 214,500 | 40,400 |
| | 製造委託等 | 25,696 | 5,023 | 151,912 | 31,381 |
| | 役務委託等 | 13,454 | 1,937 | 62,588 | 9,019 |
| 平成27年度 | | 39,101 | 6,951 | 214,000 | 39,347 |
| | 製造委託等 | 26,559 | 5,128 | 151,499 | 31,858 |
| | 役務委託等 | 12,542 | 1,823 | 62,501 | 7,489 |
| 平成26年度 | | 38,982 | 6,891 | 213,690 | 40,422 |
| | 製造委託等 | 25,935 | 4,989 | 152,504 | 31,692 |
| | 役務委託等 | 13,047 | 1,902 | 61,186 | 8,730 |

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は1,278件（製造委託等995件、役務委託等283件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが1,255件（製造委託等978件、役務委託等277件）、下請事業者等からの申告によるものが23件（製造委託等17件、役務委託等6件）となっている。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件を処理した件数は1,275件（製造委託等997件、役務委託等278件）であり、このうち1,273件について措置を講じており、その内訳は、勧告が2件（製造委託）、指導が1,271件（製造委託等993件、役務委託等278件）である。勧告事件の概要は別紙1、主な指導事件の概要は別紙2のとおりである。

なお、措置件数の1,273件（前年度比1%増）は、改正下請法が施行された平成16年度以降最多の数となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

| 区 分 年 度 | | 新規着手件数 | | | | 処 理 件 数 | | | | |
|------------|----|--------|-----|----------------------------|-------|-----------|-----------|-------|-----|-------|
| | | 書面調査 | 申告 | 中小企業 庁長官 からの 措置請求 | 計 | 措 置 | | | 不問 | 計 |
| | | | | | | 勧告 (注) | 指導 (注) | 小計 | | |
| 平成28年度 | 全国 | 6,477 | 112 | 0 | 6,589 | 11 | 6,302 | 6,313 | 290 | 6,603 |
| | 近畿 | 1,255 | 23 | 0 | 1,278 | 2 | 1,271 | 1,273 | 2 | 1,275 |
| 製造委託等 | 全国 | 4,554 | 82 | 0 | 4,636 | 9 | 4,447 | 4,456 | 193 | 4,649 |
| | 近畿 | 978 | 17 | 0 | 995 | 2 | 993 | 995 | 2 | 997 |
| 役務委託等 | 全国 | 1,923 | 30 | 0 | 1,953 | 2 | 1,855 | 1,857 | 97 | 1,954 |
| | 近畿 | 277 | 6 | 0 | 283 | 0 | 278 | 278 | 0 | 278 |
| 平成27年度 | 全国 | 6,210 | 95 | 0 | 6,305 | 4 | 5,980 | 5,984 | 287 | 6,271 |
| | 近畿 | 1,255 | 23 | 0 | 1,278 | 1 | 1,260 | 1,261 | 2 | 1,263 |
| 製造委託等 | 全国 | 4,382 | 69 | 0 | 4,451 | 4 | 4,224 | 4,228 | 196 | 4,424 |
| | 近畿 | 946 | 16 | 0 | 962 | 1 | 948 | 949 | 2 | 951 |
| 役務委託等 | 全国 | 1,828 | 26 | 0 | 1,854 | 0 | 1,756 | 1,756 | 91 | 1,847 |
| | 近畿 | 309 | 7 | 0 | 316 | 0 | 312 | 312 | 0 | 312 |
| 平成26年度 | 全国 | 5,723 | 83 | 1 | 5,807 | 7 | 5,461 | 5,468 | 376 | 5,844 |
| | 近畿 | 1,172 | 10 | 0 | 1,182 | 1 | 1,254 | 1,255 | 0 | 1,255 |
| 製造委託等 | 全国 | 4,074 | 62 | 1 | 4,137 | 7 | 3,904 | 3,911 | 250 | 4,161 |
| | 近畿 | 941 | 8 | 0 | 949 | 1 | 993 | 994 | 0 | 994 |
| 役務委託等 | 全国 | 1,649 | 21 | 0 | 1,670 | 0 | 1,557 | 1,557 | 126 | 1,683 |
| | 近畿 | 231 | 2 | 0 | 233 | 0 | 261 | 261 | 0 | 261 |

(注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で2,089件となっており、このうち、製造委託等に係るものが1,667件、役務委託等に係るものが422件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は1,200件（類型別件数の延べ合計の57.4%）となっており、このうち、製造委託等

に係るものが940件、役務委託等に係るものは260件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は889件（類型別件数の延べ合計の42.6%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が406件（実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の45.7%）、②買ったたきが211件（同23.7%）、③減額が115件（同12.9%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は727件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が306件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の42.1%）、②買ったたきが181件（同24.9%）、③減額が96件（同13.2%）等となっている。

(4) 役務委託等に係る実体規定違反は162件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が100件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の61.7%）、②買ったたきが30件（同18.5%）、③減額が19件（同11.7%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，(％)]

| 区分 年度 | | 手続規定違反 | | | 実体規定違反 | | | | | | | | | | | | 合計 |
|----------|----|-----------------|---------------|----------------|-------------|-----------------|---------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|--------------|--------------|-------------|------------|----------------|--------|
| | | 書面交付義務 | 書類保存義務 | 小計 | 受領拒否 | 支払遅延 | 減額 | 返品 | 買いたたき | 購入等強制 | 早期決済 | 割戻困難手形 | 利益提供要請 | やり直し等 | 報復措置 | 小計 | |
| 平成28年度 | 全国 | 4,806 (88.4) | 629 (11.6) | 5,435 (100) | 34 (0.6) | 3,375 (58.0) | 489 (8.4) | 15 (0.3) | 1,143 (19.7) | 78 (1.3) | 59 (1.0) | 365 (6.3) | 208 (3.6) | 49 (0.8) | 0 (0.0) | 5,815 (100) | 11,250 |
| | 近畿 | 1,068 (89.0) | 132 (11.0) | 1,200 (100) | 7 (0.8) | 406 (45.7) | 115 (12.9) | 5 (0.6) | 211 (23.7) | 7 (0.8) | 11 (1.2) | 63 (7.1) | 53 (6.0) | 11 (1.2) | 0 (0.0) | 889 (100) | |
| 製造委託等 | 全国 | 3,555 (88.6) | 457 (11.4) | 4,012 (100) | 30 (0.7) | 2,184 (52.3) | 393 (9.4) | 14 (0.3) | 901 (21.6) | 46 (1.1) | 58 (1.4) | 347 (8.3) | 168 (4.0) | 34 (0.8) | 0 (0.0) | 4,175 (100) | 8,187 |
| | 近畿 | 838 (89.1) | 102 (10.9) | 940 (100) | 7 (1.0) | 306 (42.1) | 96 (13.2) | 5 (0.7) | 181 (24.9) | 6 (0.8) | 11 (1.5) | 61 (8.4) | 46 (6.3) | 8 (1.1) | 0 (0.0) | 727 (100) | |
| 役務委託等 | 全国 | 1,251 (87.9) | 172 (12.1) | 1,423 (100) | 4 (0.2) | 1,191 (72.6) | 96 (5.9) | 1 (0.1) | 242 (14.8) | 32 (2.0) | 1 (0.1) | 18 (1.1) | 40 (2.4) | 15 (0.9) | 0 (0.0) | 1,640 (100) | 3,063 |
| | 近畿 | 230 (88.5) | 30 (11.5) | 260 (100) | 0 (0.0) | 100 (61.7) | 19 (11.7) | 0 (0.0) | 30 (18.5) | 1 (0.6) | 0 (0.0) | 2 (1.2) | 7 (4.3) | 3 (1.9) | 0 (0.0) | 162 (100) | |
| 平成27年度 | 全国 | 4,507 (90.6) | 470 (9.4) | 4,977 (100) | 19 (0.4) | 3,131 (66.7) | 373 (7.9) | 14 (0.3) | 631 (13.4) | 69 (1.5) | 56 (1.2) | 210 (4.5) | 161 (3.4) | 33 (0.7) | 0 (0.0) | 4,697 (100) | 9,674 |
| | 近畿 | 1,003 (90.0) | 112 (10.0) | 1,115 (100) | 4 (0.4) | 596 (54.3) | 115 (10.5) | 3 (0.3) | 212 (19.3) | 19 (1.7) | 12 (1.1) | 62 (5.6) | 68 (6.2) | 7 (0.6) | 0 (0.0) | 1,098 (100) | |
| 製造委託等 | 全国 | 3,294 (90.5) | 344 (9.5) | 3,638 (100) | 17 (0.5) | 2,070 (61.7) | 281 (8.4) | 12 (0.4) | 518 (15.4) | 42 (1.3) | 53 (1.6) | 201 (6.0) | 138 (4.1) | 24 (0.7) | 0 (0.0) | 3,356 (100) | 6,994 |
| | 近畿 | 765 (89.3) | 92 (10.7) | 857 (100) | 4 (0.5) | 432 (49.9) | 90 (10.4) | 3 (0.3) | 183 (21.2) | 13 (1.5) | 12 (1.4) | 61 (7.1) | 61 (7.1) | 6 (0.7) | 0 (0.0) | 865 (100) | |
| 役務委託等 | 全国 | 1,213 (90.6) | 126 (9.4) | 1,339 (100) | 2 (0.1) | 1,061 (79.1) | 92 (6.9) | 2 (0.1) | 113 (8.4) | 27 (2.0) | 3 (0.2) | 9 (0.7) | 23 (1.7) | 9 (0.7) | 0 (0.0) | 1,341 (100) | 2,680 |
| | 近畿 | 238 (92.2) | 20 (7.8) | 258 (100) | 0 (0.0) | 164 (70.4) | 25 (10.7) | 0 (0.0) | 29 (12.4) | 6 (2.6) | 0 (0.0) | 1 (0.4) | 7 (3.0) | 1 (0.4) | 0 (0.0) | 233 (100) | |
| 平成26年度 | 全国 | 4,067 (89.4) | 484 (10.6) | 4,551 (100) | 32 (0.7) | 2,843 (62.8) | 383 (8.5) | 15 (0.3) | 735 (16.2) | 46 (1.0) | 60 (1.3) | 253 (5.6) | 135 (3.0) | 27 (0.6) | 0 (0.0) | 4,529 (100) | 9,080 |
| | 近畿 | 916 (88.7) | 117 (11.3) | 1,033 (100) | 12 (0.9) | 699 (50.0) | 177 (12.7) | 2 (0.1) | 290 (20.7) | 17 (1.2) | 18 (1.3) | 98 (7.0) | 77 (5.5) | 9 (0.6) | 0 (0.0) | 1,399 (100) | |
| 製造委託等 | 全国 | 3,020 (89.5) | 353 (10.5) | 3,373 (100) | 29 (0.9) | 1,880 (56.5) | 317 (9.5) | 15 (0.5) | 609 (18.3) | 35 (1.1) | 59 (1.8) | 241 (7.2) | 123 (3.7) | 17 (0.5) | 0 (0.0) | 3,325 (100) | 6,698 |
| | 近畿 | 742 (89.1) | 91 (10.9) | 833 (100) | 10 (0.9) | 530 (46.0) | 150 (13.0) | 2 (0.2) | 255 (22.1) | 15 (1.3) | 18 (1.6) | 95 (8.2) | 70 (6.1) | 7 (0.6) | 0 (0.0) | 1,152 (100) | |
| 役務委託等 | 全国 | 1,047 (88.9) | 131 (11.1) | 1,178 (100) | 3 (0.2) | 963 (80.0) | 66 (5.5) | 0 (0.0) | 126 (10.5) | 11 (0.9) | 1 (0.1) | 12 (1.0) | 12 (1.0) | 10 (0.8) | 0 (0.0) | 1,204 (100) | 2,382 |
| | 近畿 | 174 (87.0) | 26 (13.0) | 200 (100) | 2 (0.8) | 169 (68.4) | 27 (10.9) | 0 (0.0) | 35 (14.2) | 2 (0.8) | 0 (0.0) | 3 (1.2) | 7 (2.8) | 2 (0.8) | 0 (0.0) | 247 (100) | |

(注1) 1件の事件において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反又は各実体規定違反の各小計の件数に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成28年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者17名から、下請事業者492名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額4億3712万円相当の原状回復が行われた。

(注) 下表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者 408 名に対し、9468 万円の減額分を返還した（第4表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

| 年 度 | 項 目 | 返還を行った親事業者数 | 返還を受けた下請事業者数 | 返還の年度総額 |
|--------|--------|-------------|--------------|----------|
| | 平成28年度 | 全国 | 131名 | 4,060名 |
| 近畿 | | 8名 | 408名 | 9468万円 |
| 平成27年度 | 全国 | 93名 | 4,405名 | 7億7050万円 |
| | 近畿 | 8名 | 72名 | 2980万円 |
| 平成26年度 | 全国 | 108名 | 2,253名 | 4億499万円 |
| | 近畿 | 4名 | 221名 | 8595万円 |

イ 返品事件においては、親事業者は、下請事業者13名に対し、3億3705万円相当の商品を引き取るなどの原状回復を行った（第5表参照）。

第5表 返品事件における原状回復の状況

| 年 度 | 区 分 | 原状回復を行った親事業者数 | 原状回復を受けた下請事業者数 | 原状回復の年度総額 |
|--------|--------|---------------|----------------|-----------|
| | 平成28年度 | 全国 | 2名 | 17名 |
| 近畿 | | 1名 | 13名 | 3億3705万円 |
| 平成27年度 | 全国 | 7名 | 161名 | 1億7896万円 |
| | 近畿 | 1名 | 1名 | 2万円 |
| 平成26年度 | 全国 | 3名 | 65名 | 2億2830万円 |
| | 近畿 | — | — | — |

ウ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 57 名に対し、総額 476 万円の遅延利息を支払った（第 6 表参照）。

第 6 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

| 年 度 | 項 目 | 支払を行った 親事業者数 | 支払を受けた 下請事業者数 | 支払の年度総額 |
|----------|----------|-----------------|------------------|-------------|
| | 平成 28 年度 | 全国 | 144 名 | 2,076 名 |
| 近畿 | | 6 名 | 57 名 | 476 万円 |
| 平成 27 年度 | 全国 | 124 名 | 2,857 名 | 3 億 2691 万円 |
| | 近畿 | 8 名 | 72 名 | 308 万円 |
| 平成 26 年度 | 全国 | 91 名 | 1,783 名 | 6299 万円 |
| | 近畿 | 1 名 | 123 名 | 83 万円 |

エ 不当な経済上の利益提供要請事件においては、親事業者は、下請事業者 14 名に対し、61 万円を返還した（第 7 表参照）。

第 7 表 不当な経済上の利益要請事件における利益提供分の返還状況

| 年 度 | 項 目 | 返還を行った 親事業者数 | 返還を受けた 下請事業者数 | 返還の年度総額 |
|----------|----------|-----------------|------------------|---------|
| | 平成 28 年度 | 全国 | 8 名 | 98 名 |
| 近畿 | | 2 名 | 14 名 | 61 万円 |
| 平成 27 年度 | 全国 | 4 名 | 123 名 | 3078 万円 |
| | 近畿 | 2 名 | 3 名 | 93 万円 |
| 平成 26 年度 | 全国 | 2 名 | 7 名 | 65 万円 |
| | 近畿 | — | — | — |

第 2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、近畿事務所における平成 28 年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、同月間において「下請取引適正化推進講習会」を実施している。

平成 28 年度は、近畿経済産業局と共同して、当該講習会を 7 府県 10 会場（うち近畿事務所主催分は 4 府県 5 会場）で実施した。

(2) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の受講者から初

心者向けの講習を受けたいとの要望を受けたこと等を踏まえ、下請法の基礎的な内容の説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成 28 年度は、「下請法基礎講習会」を 7 府県 7 会場で実施した。

(3) 事業者団体が開催する研修会等への講師派遣

下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に 3 回講師を派遣するとともに、下請法に関する資料の提供を行った。

2 下請法等に係る相談等

(1) 下請法等に係る相談

近畿事務所では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けているところ、平成 28 年度において 1,171 件の相談（下請法に係る相談 1,091 件、優越的地位の濫用規制に係る相談 80 件）に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会の実施

下請事業者等の中小事業者からの求めに応じ、当該中小事業者が所在する地域に近畿事務所の職員が出向き、下請法について分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を、平成 28 年度においては、2 府県 3 か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱しているところ（平成 28 年度における近畿事務所管内の下請取引等改善協力委員は 25 名）、同協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

平成28年度における勧告事件（2件）

| ① (株)JFRオンラインに対する件（平成28年11月11日） | |
|---------------------------------|---|
| 親事業者 | (株)JFRオンライン |
| 事業内容 | 衣料品等の小売業（通信販売業） |
| 下請取引の内容 | 衣料品の製造 |
| 違反行為の概要（期間） | <p>①【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「買先負担額」又は「媒体製作費協賛金」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成26年7月～平成27年12月）。</p> <p>②【返品（第4条第1項第4号）】 下請事業者から商品を受領した後、注文受付期間の終了を理由として、当該商品を引き取らせていた（平成26年6月～平成27年12月）。</p> <p>③【不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）】 消費者から返品された自社商品を再包装等するための費用として「商品リユース代」を提供させていた（平成26年7月～平成27年12月）。</p> |
| ①減額金額 | 下請事業者9名に対し、総額923万944円 【勧告前に返還済み】 |
| ②返品金額 | 下請事業者13名に対し、総額3億3313万138円 【勧告前に返還済み】 |
| ③利益提供金額 | 下請事業者13名に対し、総額39万132円 【勧告前に返還済み】 |

| ② (株)井筒授与品店に対する件（平成29年3月16日） | |
|------------------------------|---|
| 親事業者 | (株)井筒授与品店 |
| 事業内容 | 宗教用品の製造業 |
| 下請取引の内容 | 御守、御札、縁起物等の商品の製造 |
| 違反行為の概要（期間） | <p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】 「歩引き」を下請代金の額から差し引くことにより下請代金の額を減じていた（平成27年8月～平成28年7月）。</p> |
| 減額金額 | 下請事業者40名に対し、総額1788万1006円 【勧告前に返還済み】 |

平成28年度における主な指導事件

第1 製造委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 配電盤の製造を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月10日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているため、一部の製品の下請代金については、最長22日の支払遅延が生じることとなった。
- ② 機械部品の製造を下請事業者に委託しているB社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① プライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で、「口座料」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- ② 紙袋の製造を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

- 寝具の製造を下請事業者に委託しているE社は、E社の顧客からの納期の短縮要請により、下請事業者に見積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

4 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 農業用機械の部品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、自社が所有する金型を貸与しているところ、当該農業用機械の製造が終了した後、当該金型が不要になったにもかかわらず、当該金型を無償で保管させていた。

第2 役務委託等

1 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 貨物の運送を下請事業者に委託しているa社は、取引先が実施するキャンペーンの費用を確保するため、下請事業者に対し、「協賛金」として、一定額の提供を要請していた。

2 不当な給付内容の変更・やり直し（第4条第2項第4号）

- テレビ番組の制作を下請事業者に委託しているb社は、下請事業者に対し、当該テレビ番組の発注を取り消したにもかかわらず、発注取消しに伴って生じた費用の全額を負担していなかった。

近畿地区における下請法違反勧告事件一覧（平成 24 年 4 月 1 日以降）

| 年度-No. | 関係人 | 分野 | 勧告年月日 | 違反内容 | 下請代金の減額 | | その他 | |
|--------|----------------|----|-------------|---|-------------|--------------|-------------|---------------|
| | | | | | 対象下請事業者数(名) | 減額金額(円) | 対象下請事業者数(名) | 金額(円) |
| 24-1 | ㈱ブルーベル | 製造 | H24. 4. 27 | 減額（歩引き） | 49 | 54, 473, 654 | | |
| 24-2 | ㈱ニッセン | 製造 | H24. 9. 21 | 減額（事務手数料） 返品（注3）上段 不当な経済上の利益の提供要請（返品送料）（注3） 下段 | 133 | 14, 108, 202 | 102 | 28, 410, 799 |
| | | | | | | | 75 | 405, 600 |
| 24-3 | ㈱フェリシモ | 製造 | H25. 3. 29 | 受領拒否（注3） | | | 88 | 86, 082, 291 |
| 25-1 | アズワン㈱【措置請求】 | 製造 | H25. 8. 9 | 減額（カタログ協賛値引, 仕入値引） | 68 | 27, 387, 532 | | |
| 25-2 | ㈱ショーエイコーポレーション | 製造 | H26. 2. 27 | 減額（値引） | 24 | 21, 807, 038 | | |
| | | 情報 | | | | | | |
| 26-1 | ㈱エスケイジャパン | 製造 | H27. 3. 31 | 減額（歩引き） | 37 | 21, 035, 449 | | |
| 27-1 | ミヤコ㈱ | 製造 | H27. 10. 23 | 減額（セール協賛金値引き, リベート等） | 14 | 21, 743, 475 | | |
| 28-1 | ㈱JFRオンライン | 製造 | H28. 11. 11 | 減額（買先負担額, 媒体制作費協賛金） 返品（上段） 不当な経済上の利益提供要請（商品リユース代） （下段） | 9 | 9, 230, 944 | 13 | 333, 130, 138 |
| | | | | | | | 13 | 390, 132 |
| 28-2 | ㈱井筒授与品店 | 製造 | H29. 3. 16 | 減額（歩引き） | 40 | 17, 881, 006 | | |

- (注1) 「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。
(注2) 違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。
(注3) 「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載した。

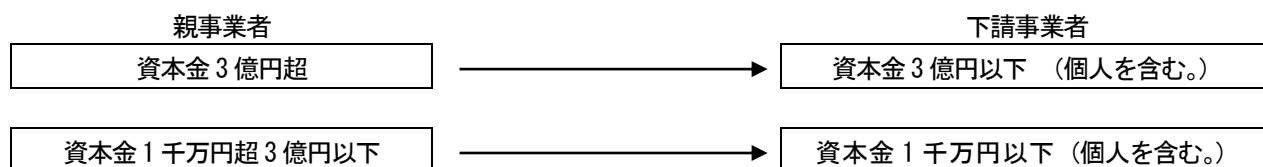
下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

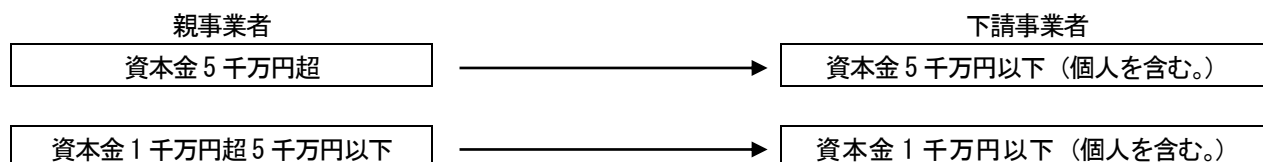
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）及び禁止事項（第4条第1項, 第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）